

- お知らせ版 - No. 162 Public Relations 2020年(令和2年) 9月25日号

【新型コロナ対策】事業者の感染症予防対策、事業継続に必要な投資に補助

新型コロナウイルス感染症拡大の影響下で、感 染予防対策を講じるとともに、事業継続を図ろう とする事業者の取組を支援します。

■補助対象者(下記全てに該当する人が対象)

- (1) 町内に店舗または事業所があり、申請時点で 事業を行っている人。または、町に住所を有し、 申請時点、無店舗での事業を行っていること。 ※売上高の減少などの要件はなく、商工業を 営んでいる人が対象です。
 - ※事業規模の要件はありませんが、引き続き 事業が継続されるものに限ります。
- (2) 町税の滞納がないこと。 ※納付状況を確認します。
- (3) 性風俗関連特殊営業を行っていないこと。
- (4) 暴力団などの反社会的な団体と関係を有して いないこと。

■補助対象期間

令和2年4月1日以降に整備し、令和3年2 月 28 日までに支払いを完了する事業が対象で す。

※既に支払いを完了している事業も対象となり ますが、契約・支払の確認ができない事業は 補助金を受け取ることができません。

■申請方法

下記の書類を、商工観光課へ提出。

- · 交付申請書
- ・事業内容を説明する資料(パンフレット、設 計図面など)
- ※申請書は商工観光課で配布しているほか、町 ホームページからもダウンロードできます。 不明な点は下記へお問い合わせください。

間商工観光課 **☎** 33-2111 内線 264

■補助対象事業と補助率、補助上限額

| 区分 | 対象事業 | 補助率 (上限額) |
|-------------------|-----------------------|--------------|
| ①店舗および事業所における新型コロ | 衛生管理·換気設備導入、店舗改装、飛沫· | 対象経費の3分の2以内 |
| ナウイルス感染症予防対策に資する | 接触感染を予防するための備品購入など | (上限 30 万円) |
| 事業 | 【対象例】センサー式手洗い器、空気清浄 | |
| | 機、アクリル板などパーテーションの設 | |
| | 置、キャッシュレスシステム導入 | |
| ②事業を継続するために必要な事業 | 固定費削減につながる設備への転換、販 | 対象経費の3分の2以内 |
| | 路開拓、業務転換に要する備品購入、会 | (上限 20 万円) |
| | 計・経理を効率化するための機器・ソフ | |
| | トウェア購入など | |
| | 【対象例】LED照明、省電力エアコン、 | |
| | 節水型トイレ、Wi-Fi スポットの整備、 | |
| | ホームページ作成 | |

※対象になるか不明な場合は、実施前に商工観光課へお問い合わせください。

休日開庁のお知らせ(10月)

【マイナンバーカード交付窓口】 ■日時…10月 11日回、24日出)9:30~12:30(※) ■場所…税務町民課 ※新型コロナウイルス感染症対策のため、受付時間を短縮しています。





【中止】秋の狂犬病予防巡回注射 動物病院で接種をお願いします

秋の狂犬病予防巡回注射は、新型コロナウイル ス感染症拡大防止のため中止します。

狂犬病予防法により生後 91 日以上の犬は、毎年 1回の予防注射が義務付けられています。

今年度未接種の場合は、最寄りの動物病院で必 ず受けさせてください。動物病院で予防注射を受 けさせたあとは、早めに注射済票の交付手続きを してください。

■手続方法

予防注射後、速やかに下記のものを持参し、 水環境課窓口にお越しください。

■手続きに必要な物

- ・動物病院で発行する注射済票
- ・愛犬手帳
- ・注射済票交付手数料(550円/1頭)

間水環境課 ☎ 33-2111 内線 226

日本の伝統工芸技法 『七宝焼き体験会』開催

七宝焼きでキーホルダーを作ります。どなたで も参加できますので、ぜひ体験ください。

- ■日時 10月19日(月) 13:30~16:00
- ■場所 町民文化センター 2 階 大会議室
- **■料金** 630 円 **■定員** 20 人程度
- ■申込み 生涯学習課へ電話で申し込み。

■その他

- ・小学生以下は大人(保護者など)が同伴して ください。
- ・受付時の検温と手指消毒、各自マスクの着用 にご協力ください。

間生涯学習課 ☎ 33-2111 内線 514

『年金生活者支援給付金制度』 受給には手続きが必要です

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入 金額やその他の所得が一定基準額以下の年金受給 者の生活を支援するために、年金に上乗せして支 給されるものです。受け取りには請求書の提出が必 要となりますので、下記により手続きしてください。

■請求手続き

(1) 年金受給中で今年度から新たに対象になる人

対象者には、日本年金機構から請求手続きの 案内が 10 月中旬から順次届きますので、案内に 従って手続きください。

(2) これから年金を受給し始める人

年金の請求手続きと併せて年金事務所または 役場税務町民課で手続きしてください。

間税務町民課 ☎ 33-2111 内線 113

給付金専用ダイヤル ☎ 0570-05-4092

二戸年金事務所 ☎ 23-4111

高齢者の長寿をお祝い 敬老事業の飲食費を助成します

今年度の『敬老会』中止に伴い、高齢者の長寿を お祝いするため、60歳以上の町民を対象とした敬老 事業を行う場合に、飲食費の一部を助成します。

詳細は福祉課までお問い合わせください。

11月30円 別までに敬老事業を行う町内 会、老人クラブ、サロン活動団体など

■内容 敬老事業の飲食費(酒類を除く)に対して、 1人当たり 1,500 円を上限に助成します。

※事務局やボランティア参加者の分も対象。

事業実施前に福祉課へ申請書を提出して ■申請 ください。

間福祉課 ☎ 32-3700 内線 606

障害年金受給中のひとり親家庭に、令和3年3月から児童扶養手当を支給

児童扶養手当法の一部が改正され、 令和3年3 月分から、児童扶養手当の額と障害年金の子の加 算部分の額との差額を児童扶養手当として受給で きるようになります。障害年金以外の公的年金な ど(遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など) の受給者は、これまでと変りません。

■手続方法

- ・既に児童扶養手当受給資格の認定を受けてい る人は原則手続き不要です。
- ・それ以外の人は申請が必要ですので、健康子 ども課へ申請してください。

※令和3年3月以前の申請も可能です。

■支給開始月

- (1) 令和 3年 3月分から支給
- (2) 令和3年3月1日時点で支給要件を満たして いる人…令和3年6月30日までに申請する と令和3年3月分から支給

令和3年3月2日以降に支給要件に該当した 人…申請の翌月分から支給

間健康子ども課 ☎ 32-3700 内線 617 県北広域振興局保健福祉環境部福祉課

2 0194-53-4982